

## 静岡県立農林環境専門職大学等国際交流委員会規程

### (目的)

第1条 この規程は、静岡県立農林環境専門職大学及び静岡県立農林環境専門職大学短期大学部の国際交流を推進するために設置する、静岡県立農林環境専門職大学等国際交流委員会（以下「委員会」という。）の組織その他必要な事項について定めるものとする。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 国際交流事業の企画、調整及び運営に関すること。
- (2) 国際交流協定等の締結に関すること。
- (3) 海外からの留学生等の支援に関すること。
- (4) 本学学生の海外留学等の支援に関すること。
- (5) その他委員会が必要と認める事項。

### (組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学部長
- (2) 生産環境経営学部の教員のうちから評議会が選定する者
- (3) 学科長
- (4) 短期大学部の教員のうちから評議会が選定する者
- (5) 事務局長
- (6) 総務企画課長
- (7) 教務課長
- (8) 学生課長
- (9) その他学長が指名する者

### (委員の任期)

第4条 前条第7号及び第8号の委員の任期は1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の委員は、再任することができる。

### (委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、学部長をもってこれに充てる。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員の3分の1以上の者から請求があったときは、委員長は委員会を招集しなければならない。

2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決すところによる。

(委員以外の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員会の議を経て、委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(評議会への報告)

第8条 委員長は、毎年度、委員会の審議状況について、報告書を作成し、3月31日までに評議会に提出しなければならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務企画課で行う。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。